

大房町自治会規約

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は大房町自治会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互および会内外の諸団体との協力・協調のもとに、地域的な共同活動を行い、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活の環境の整備や防災などに努め、または行政との協議・協力をすすめてつ住民のためのまちづくりを行うにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 専門部活動に関する事。
- (3) 会内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- (4) 行政情報の活用および行政との連絡協議に関する事。
- (5) 所有する資産または受託した施設の管理および運営に関する事。
- (6) 地域の将来計画の作成に関する事。
- (7) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡調整に関する事
- (8) 集会施設の維持管理に関する事。
- (9) 美化活動・清掃等区域内の環境の整備に関する事。
- (1 0) 交通安全、地域安全、防火・防災活動の推進に関する事。
- (1 1) 文化、スポーツ、レクリエーション活動に関する事。
- (1 2) 地域福祉向上の活動に関する事。
- (1 3) その他本会目的達成に必要な事業に関する事。

(区域)

第 4 条 本会の区域は、近江八幡市大房町 3 6 9 番地から 8 8 1 番地までと近江八幡市
牧町 3 6 9 番地から牧町 3 7 9 番地までの区域とする。

(事務所)

第 5 条 本会の事務所は、滋賀県近江八幡市大房町 5 6 5 番地に置く。

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とし、事業所は賛助会員とする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 第3条に定める区域に住所を有する個人及び事業者で本会に入会しようとする者は、入会申込書を組長又は会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

3 本会の区域に入居した世帯・住民又は開業した事業者があったときは、本会は加入の趣旨を説明し加入の案内をするものとする。

(退会等)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より退会届けが会長に提出された場合

2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長2名

(3) 会計1名

(4) 組長6名

(5) 監事2名

(6) 専門部役員 若干名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長、会計及び組長は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 会計は自治会の会計業務を行う。
 - 4 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
- (役員任期)
- 第12条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会はこの規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後1箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規程により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から、20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 議会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において各々1個の表決権を有する。

2 規約の変更、財産処分及び解散の議決以外については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため議会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規程の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会・専門部会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事と専門部役員を除く会長、副会長、会計及び組長をもって構成する。

(役員会の機能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員²の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の発足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第29条 本会に専門部会を置く。専門部会は役員会で増減をすることができる。

2 専門部会は専門部員をもって構成し、専門部長が招集する。

3 専門部会の議長は、専門部長が議長となる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規程にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、近江八幡市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄与するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(協力組織及び委員)

第41条 本会は地域の諸組織及び各種関係委員と協力して本会の目的の実現に努める。

(組)

第42条 本会の運営を円滑に行うために組を置く。

2 組の編成は、当該住民の協議を経て、役員会の議決及び総会の承認を受ける。

3 組は、会員の中から組長その他の役員・委員を選出する。

(連 合 組 織)

第 4 3 条 本会は広域的問題に対処するため、自治会の連合組織に参加し連絡調整を行うものとする。

(委 任)

第 4 4 条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会で協議し、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 細則の制定

役員会は、この規約を実施するに当たって必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

2 施行日

規約は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

大房町自治会旅費規定

1 役員および事務職員が会の用務のため出張するときは、この規程の定めるところにより旅費を支給する。

2 旅費は、次のとおりとする。

(1) 県外旅費 (2) 県内旅費

3 県外旅費は、交通費、宿泊料として、次の区分によるものとする。

(1) 交通費 実費を支給する

(2) 宿泊費 一泊 1 0 , 0 0 0 円 (定額または実費支給)

4 県内旅行は、交通費実費を支給する。ただし、宿泊を必要とするときは、県外出張に準ずる。

5 この規定は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

大房町自治会 役員等 選挙管理規程 (案)

(趣旨)

第1条 この規程は、大房町自治会規約第10条に規定する自治会長その他の役員の選出方法について定め、この規程によって行なう。

(選出)

第2条 自治会規約第9条に定める役員のうち、組長と会計監査を除く会長、副会長、会計、については、20歳以上の男女会員で総会・総選挙等での全体選挙により個人の男女会員の中から選出する。

2 前項の会員の選挙権被選挙権は、満20歳以上の構成員の者すべてに平等に付与する。そのため、従来の子帯1票の認識を改め、構成会員(20歳以上の男女)すべてに総会への参加と自治会活動への発言を保障する。

3 会計監事は、組長及び執行部(会長、副会長、会計、)を兼任できない。選出については、前会長又は前会計等の前役員から会長が指名し組長会で承認を得るものとする。

4 組長、副組長、及びその他組選出の各種委員の選出方法については、組に委任するが、男女共同参画の趣旨から、選挙権被選挙権は20歳以上の会員男女とする。

5 各専門部の委員等の、役員選出については、専門部に委任する。

(選挙管理委員会)

第3条 自治会規約第10条に定める役員の選出を公正に運営するため、組長を含めた役員会で承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

第4条 選挙管理委員会は、各組より選出された者とし、委員長は委員の互選による。

2 選挙管理委員は役員(執行部)の候補となることができない。

第5条 選挙管理委員の任期は毎年1月1日から3月31日までとする。

第6条 選挙管理委員会は次の事務を行う

- 1) 選挙人名簿の調整・整理(選挙人名簿は毎年1月1日を基準日として調整する。)
- 2) 選挙告示、立候補届及び選挙運動に関すること。
- 3) 候補者届の受理・審査と候補者の氏名、その他必要な事項の告示
- 4) 投票及び開票を管理すること。
- 5) 投票の有効、無効を判定すること。
- 6) 当選者を確定し、その結果を告示し及び当選の旨を告示すること。

(候補者と選考)

第7条 役員候補となろうとする者は所定の様式に従い、所定の期日までに届出なければならない。

2 役員候補となろうとする者は、自ら候補者となり、若しくは会員3名以上の推薦を受けた者とする。

3 候補者の推薦を行う場合は、当人の承諾を受けなければならない。

4 候補者が定数に満たない時は、自治会執行部で選考委員会を設置し、推薦することができる。

5 前項の規定によっても尚、候補者のない時は全会員の投票によって役員を定めることができる。

(選挙)

第8条 自治会長、副会長、会計、書記の選挙は、会員の直接無記名、単記投票によって行う。

第9条 選挙人名簿に記載されたものが、出張・病気その他やむをえない事情で選挙当日どうしても投票できない者は不在者投票を行うことができる。ただし、この場合選挙管理委員会の指定した方法で選挙当日までに投票を行うものとする。

第10条 投・開票所は選挙管理委員会において定める。投・開票にあたって、選挙管理委員会は、補助員を指名することができる。

第11条 当選者は有効投票の最多数を得たものから順次これを定める。但し、得票数が同数の時は立候補届出順による。

第12条 次の各号の一に該当する投票は無効とする。

- 1) 正規の用紙を用いないもの。
- 2) 自書しないもの。
- 3) 候補者の何人を記載したか判別しがたいもの。
- 4) 候補者氏名以外の他事を記載したもの。
- 5) その他選挙管理委員会で無効と認めたもの。

第13条 候補者が定数をこえないときは、信任投票を行う。信任投票は当選確定の日から10日以内に、20歳以上の有権者会員で実施する。信任は有効投票の過半数で決める。信任が得られない役員は再選挙の方法をとることとする。

第14条 この規程の第8条に記載された役員が、当選後三ヶ月以内に欠けたときは、次点者を繰り上げ当選とする。

第15条 選挙について異議あるときは、その告示後3日以内に文書で選挙管理委員会に申し立てるものとする。

(その他)

第16条 会員の3分の1の署名請求若しくは組長の過半数の請求により、役員の罷免請求ができる。その場合、執行部はただちに選挙管理委員会を設置して、その是非を問うものとする。その手順については当規程に準じる。

第17条 この規程は総会での承認を得なければ変更することができない。

第18条 この規程に定めていない事項で必要な事項は選挙管理委員会で定めることができる。

(付則)

この規程は平成17年 1月 1日から施行する。

近江八幡市大房町自治会による自治会館及び農村公園の管理運営規程

(管理運営)

第1条 大房町自治会(以下「自治会」という。)は、自治会区域内に設置する自治会館及び農村公園の管理運営を行う。

(目的)

第2条 この自治会館及び農村公園は、自治会会員(以下「会員」という。)の福祉増進、教養の向上、相互の親睦および自治会区域の各種の会合、集会、スポーツ活動等に使用する。

(使用者の範囲)

第3条 この自治会館及び農村公園を使用する場合の使用者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 自治会の事業、行事、自治会活動に参加する会員
- (2) 会員有志が発起する会合、文化・スポーツ活動、福祉活動等に参加する会員
- (3) その他自治会が必要と認める者又は許可した者

(使用の許可)

第4条 この自治会館及び農村公園の使用を希望する者は、事前に自治会長の使用許可を受けなければならない。

(不許可の場合)

第5条 次の各号のいずれかに該当する時は自治会長は、自治会館及び農村公園の使用を許可しない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき
- (2) 自治会館及び農村公園の施設、備品等を汚損又は損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) その他自治会長が不相当と認めるとき

(遵守事項)

第6条 この自治会館及び農村公園の使用者および利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可以外の場所、備品、消耗品等を使用しないこと
- (2) 騒音を発するなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- (3) 使用時間を厳守すること
- (4) その他自治会館、農村公園の運営上不適当な行為をしないこと

(使用者の義務)

第7条 この自治会館及び農村公園を使用する者は、善良なる管理者の注

意義務を負い、便宜上、自治会館や農村公園の備品配置等を移動させたとき、あるいは机や茶碗などの備品を使用した場合は、使用後これを現状に復さなければならない。

- 2 使用許可を受けた者は、自治会4役が保管しているカギ等を借り、使用後の清掃と使用簿の記帳を履行し、戸締り確認のうえ、カギを返還するものとする。

(損害の弁償)

第8条 この自治会館及び農村公園の使用者及び利用者が、当該施設や備品等を損傷又は滅失したときは、その損害についての応分の弁償をしなければならない。

(使用料)

第9条 この自治会館及び農村公園を使用する者(第3条第1号の者を除く第2号、第3号の該当者)は、第4条の使用許可を受けたうえ、別表に定める使用料を自治会に納付しなければならない。

- 2 自治会が、公の目的のために使用する場合や、公益上必要と認める場合は、使用料を減免することができる。

- 3 第3条第2号及び第3号の使用料(減免措置含む)について、自治会長が必要と認めるときは、その都度、自治会で協議して決める。

(管理・清掃)

第10条 この自治会館及び農村公園の管理全般については、自治会が責任を負い次の管理及び経費等を負担する。

自治会館・・・電気・ガス代、水道代、電話代、蛍光灯の球、暖房用灯油、

トイレトペーパー、コピートナー、照明器具及び

テレビ等修繕

農村公園・・・電気代、水道代、浄化槽経費、照明器具・フェンス・遊具の修繕、

- 2 この自治会館及び農村公園の清掃を自治会各組で毎月輪番制にして行う。

なお、清掃の順番は年度当初に各組長間で抽選等により決める。

- 3 この自治会館及び農村公園を一時に多勢で使用したり、恒常的に使用する者は、利用後必ず、使用施設の清掃を履行し、現状に復する(トイレトペーパーの補充等)こと。

附 則

この規程は平成17年1月1日より施行する。

ただし、平成16年度の管理運営については、自治会4役及び各組長の協

議により実施する。

別表	使用料			
施設区分		8時～12時	13時～17時	18時～22時
自治会館	全館	金額省略		
自治会館	1階			
自治会館	2階			
農村公園				

* 農村公園については18時以降の使用には、夜間照明使用代を含む。